旧第4通学区「高校の将来像を考える地域の協議会」設置要綱

2019. 8.28

(設置目的)

第1条 この協議会は、長野県立高等学校旧第四通学区内の将来を見据えた高校の学びのあり方について、長野県教育委員会(以下「県教委という」)に対して意見及び提案をすることを目的として設置する。意見、および提案については「高校改革 ~夢に挑戦する学び~ 実施方針」に基づくこととする。

(委員)

第2条 この協議会の委員は、市町村長及び市町村教育長、産業界から選出する者、その他地域の実情に応じた者のうちから20名以上を選出する。委員が欠けたとき、協議会座長は速やかに後任を選出する。

(任期)

第3条 この協議会の委員の任期は、協議会の目的を終えるまでとする。

(会議)

- 第4条 この協議会に座長1名、副座長1名を置き、委員が互選する。
- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会議は公開とする。ただし、座長の判断により一部非公開とすることができる。

(召集)

第5条 この協議会は座長が召集する。

(事務局)

- 第6条 この協議会の事務局は、長野市教育委員会、千曲市教育委員会、坂城町教育委員会 と長野県教育委員会との共同事務局とし、その役割分担は次の各号のとおりとする。
 - (1) 市町村教委 日程調整及び会議の運営など協議会の運営
 - (2) 県教委 資料の収集・作成など協議会運営の支援

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この協議会の運営に関し必要な事項は、座長が別に 定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月28日から施行する。